



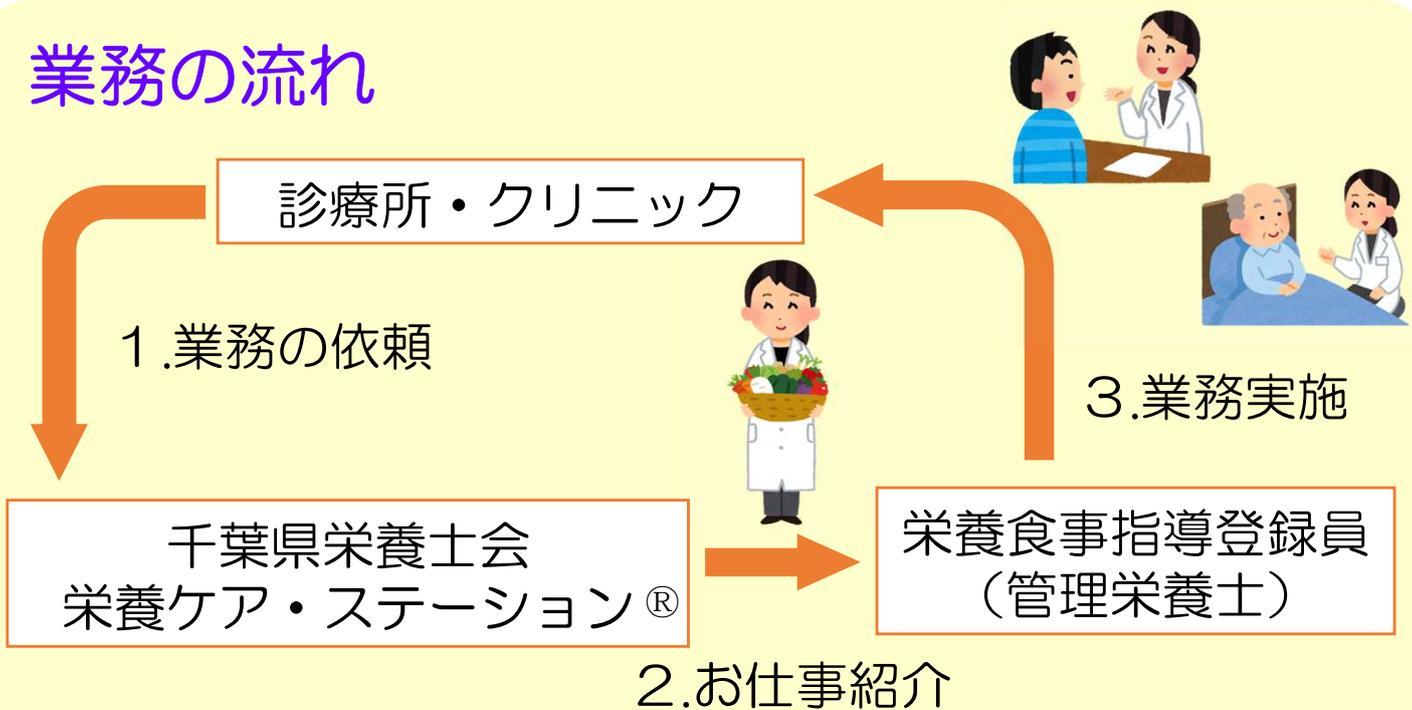
# 地域に密着した 診療所・クリニックで活躍する 管理栄養士募集

小規模医療施設の一般診療所では、栄養食事指導を必要とする対象者がいても、管理栄養士が不在の施設が多く、実施が困難でした。

2020年4月の診療報酬改定で、診療所に属さない管理栄養士の外来・在宅患者訪問栄養食事指導が認められることになりました。

千葉県栄養士会栄養ケア・ステーションでは、小規模医療施設の一般診療所と業務委託契約を結び、外来栄養食事指導業務を行っています。また、在宅患者訪問栄養食事指導・居宅療養管理指導についても進めていく予定です。このため、事業に協力できる管理栄養士を募集します。

## 業務の流れ



応募希望の方は「診療所・クリニックで活躍する管理栄養士募集のお知らせ」をご参照の上お申し込みください。

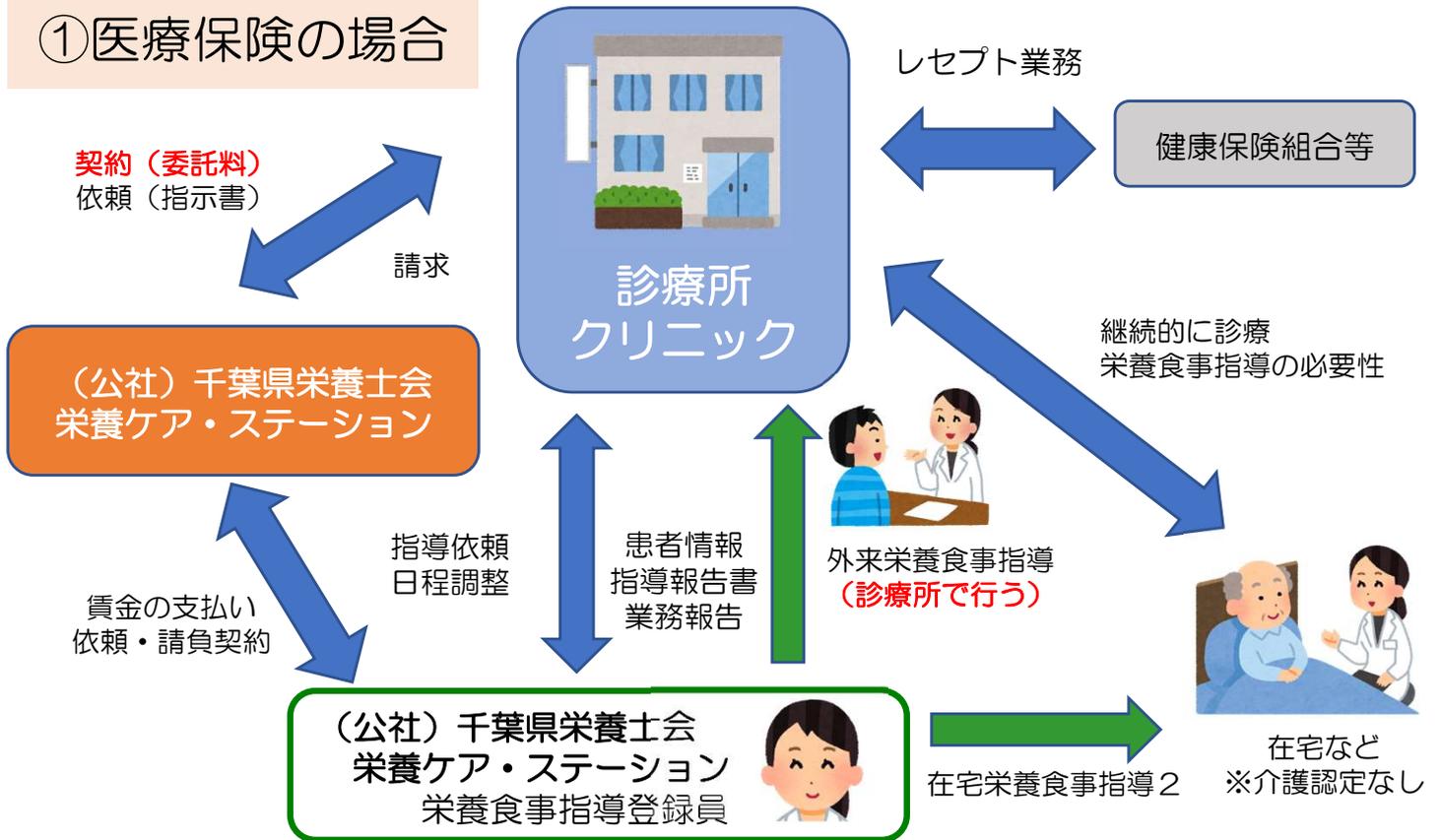
審査後に「栄養食事指導登録員」となります。

※状況によりお断りさせていただく場合もありますのでご承知おきください。

# 《参考》

← は管理栄養士の動き

## ①医療保険の場合



## ②介護保険の場合 (訪問: 居宅療養管理指導)

